

第14号議案

足立区いじめ等特別調査委員会設置条例を廃止する条例
上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区いじめ等特別調査委員会設置条例を廃止する条例
足立区いじめ等特別調査委員会設置条例（令和5年足立区条例第14号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(秘密の保持に関する経過措置)
- 2 足立区いじめ等特別調査委員会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行の日以後も、なお従前の例による。
(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。
別表区長の部足立区いじめ等特別調査委員会の項を削る。

（提案理由）

足立区いじめ等特別調査委員会を廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。